

日本の税金に関する アンケート調査の結果

赤石 玲奈
2020年1月

FinCity.Tokyo

調査の概要



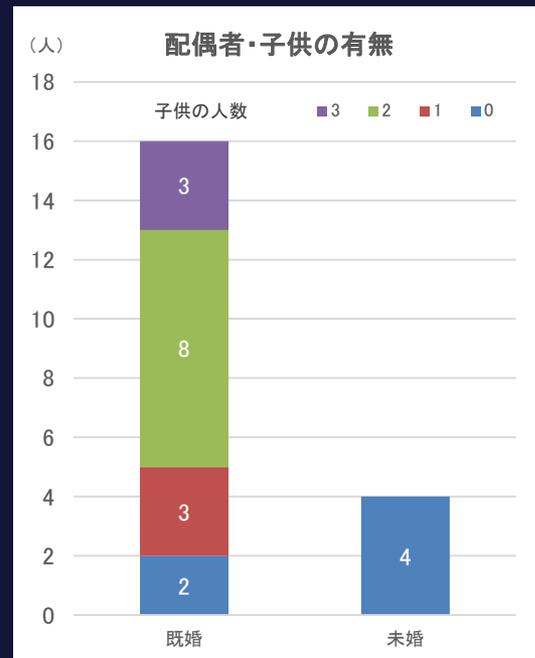
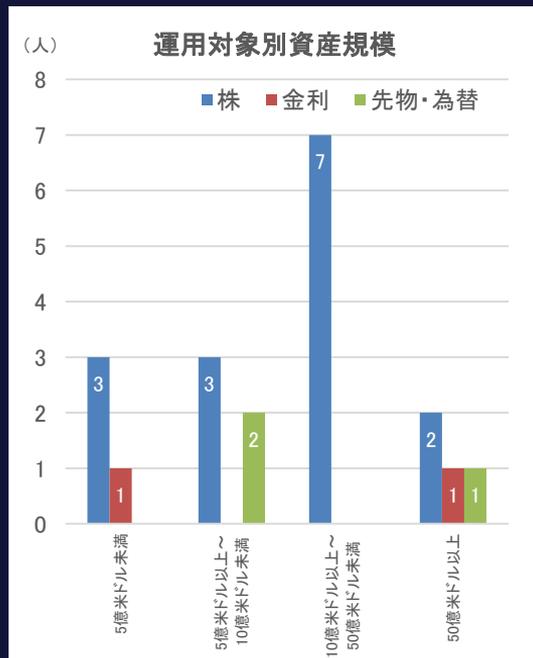
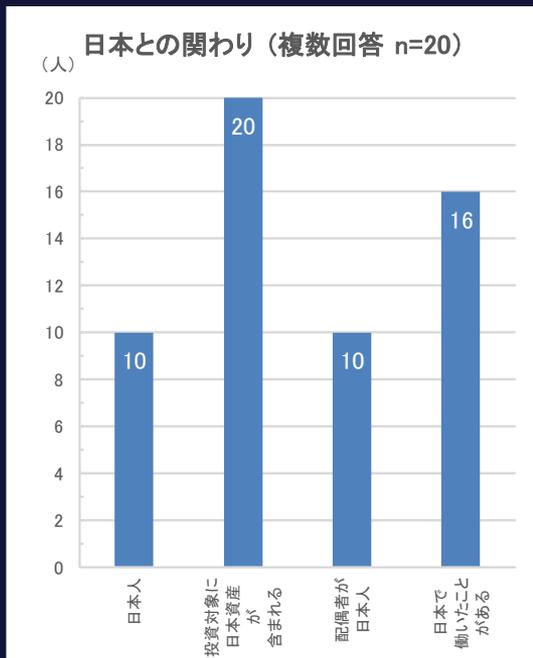
香港の資産運用業者の誘致に纏わるディスカッションで日本の税制問題が必ず議題に上がる。香港で資産運用業に携わる方々が日本の税制について具体的に何を問題と考えているのかを把握すべく、同国にて資産運用業に携わる20名に対して以下の内容を含むヒアリング調査を実施した。

- 日本に居を移すことに興味があるか否か。
- 税制で最も関心があるもの。
- 日本の税制の最大の問題点。
- 既存の税制を変えずに日本の税制問題を改善する方法。
- 現在の香港の政情及び香港からの引っ越しの検討の有無について。
- 日本の税金の専門家に相談することに興味があるか否か。

調査の対象者のプロフィール



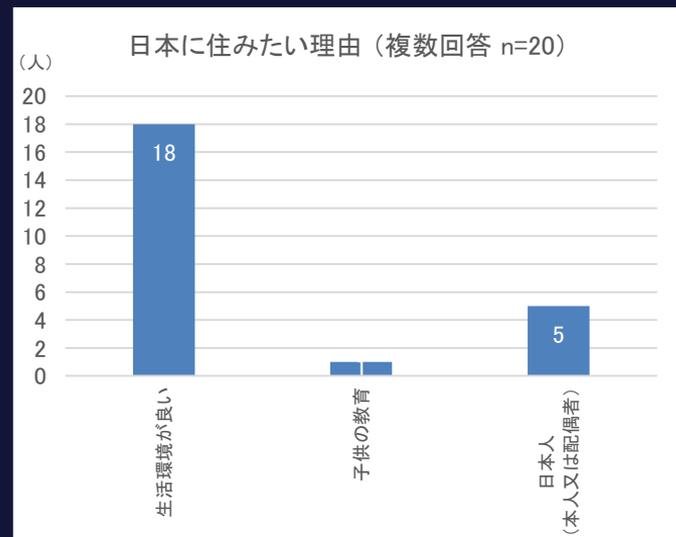
香港在住の資産運用業に携わるプロフェッショナルのうち、日本と関りを持つ20名に対して調査を実施。



生活環境が魅力的な日本



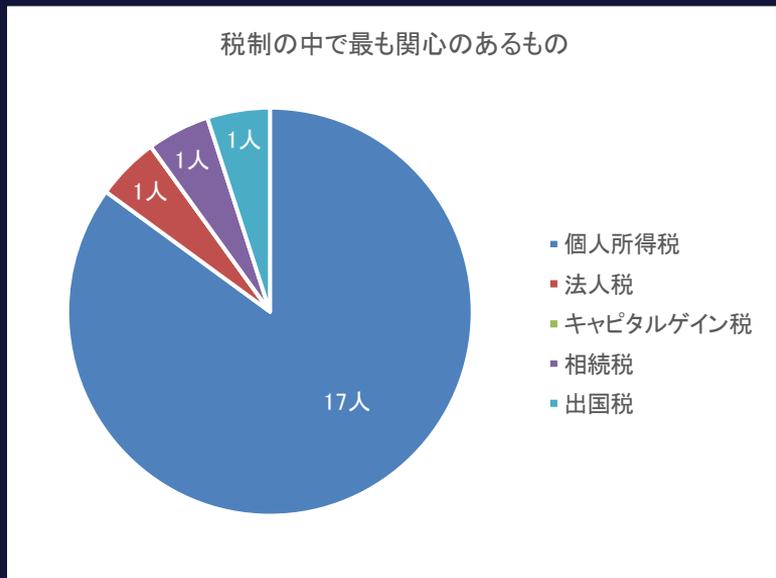
- 調査対象者の9割が日本に住むことに興味があり、生活環境が香港と比べて良いことが主な理由であった。
- 日本に引っ越さない理由としては、ほぼ全員が税金が高いことを理由にあげた。その他に、日本に仕事がないことや投資情報が取りにくいといった仕事に絡む理由、子供の英語教育環境やヘルパー問題等もあがった。



関心が最も高いのは個人所得税



- 税制の中で最も関心があるのは「個人所得税」であった。個人の資産形成に直接影響を与える上に、相続税等の様に節税対策が難しいことや起業した場合の人件費にも影響することが理由にあがった。



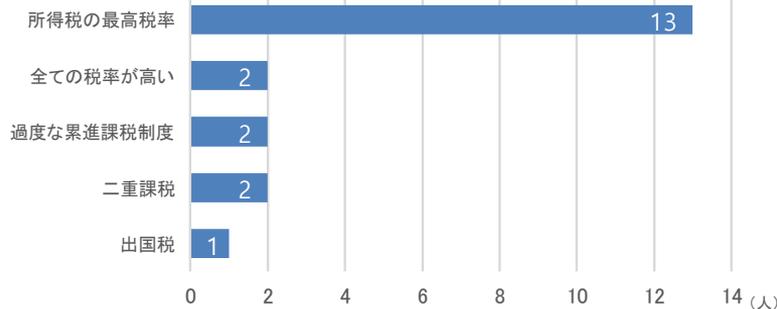
<個人所得税に最も関心がある理由（回答者の声一部抜粋）>

- 所得キャッシュフローから生計を立てているので個人所得税が高いことは問題。
- 手取りが減るということはリタイアまでの資産形成に時間を要することになる。
- 起業を考えた場合も香港やシンガポール等の税金の低い国から人を雇う際に税率の差分給与を高く支払う必要があるので人件費が高つく。
- いざ日本に戻るとするとしたら相続税等はその前に問題を処理してから帰国すると思う。個人所得税は対策しようがない。

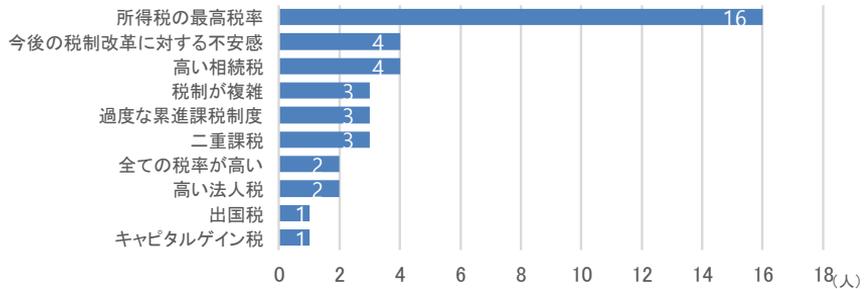
最高所得税率の高さが最大の問題点



日本の税制の最大の問題点



日本の税制の問題点(複数回答 n=20)



- 日本の税制の最大の問題点として、回答者の約8割以上が税率の高さに絡む点を問題点としてあげた。
- 特に最高所得税率の高さ(住民税を含めると50%を超える点)を問題視する声が多く、回答者の約75%*を占めた。これは納税額の方が手取りより高い点が不満の要因で、絶対的な数値として問題視する声が多かった。従って、日本の所得税率が香港と同水準まで下がらなくても現在の過度に高い税率が是正されれば検討に値するという声も聞かれた。
- 独立して起業という観点からは配当及び役員報酬に絡む二重課税の問題が指摘された。
- 日本の税制に対する不満としては、上記以外に今後も高所得者に不利な税制変更しか起こらないのではないかといった将来への不安、税制の複雑さや相続税等も意見に上がった。

* パーセント値を算出の際には「所得税の最高税率」及び「過度な累進課税制度」の回答者数を合算。

日本の税制の最大の問題点－回答者の声

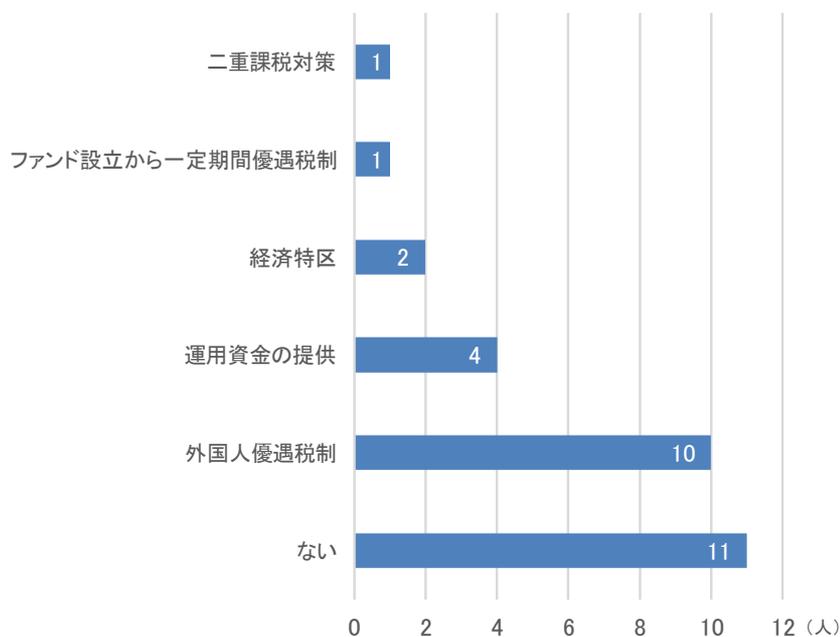


<日本の税制の最大の問題点（回答者の声－部抜粋）>

- 最高所得税率が50%を超える点。高すぎる。せめて20－25%くらいまで落ちれば日本引っ越しを検討しても良いと思える。
- 所得税が住民税と合わせて55%を超えるのは取りすぎである。これに加えて社会保障税等まで取られるわけである。香港と同等まで低くならなくても、生活の質等を考えれば所得税と住民税合計が30%くらいまで下がれば検討できる気がする。
- 所得税と住民税を合わせると最高税率50%を超えるのは問題である。日本という国に自分の稼ぎの半分以上を持っていかれて納得出来るほどの理由がない。加えて、過去の税制変更は常に高所得者に対する増税傾向にあり、今後も悪化が見込まれるなかで日本に引っ越そうとは思えない。
- 過度な累進課税制度。50%を超えるのは問題である。40%代まで下がれば他の先進国と比較して特に高いわけではないという考え方もあるが、香港に既に居住しこの低い税制の恩恵を受けている身としては香港・シンガポールと同水準の税率にならなければ帰国しようと思えない。
- 配当二重課税の問題が一番納得いかない。配当二重課税がある限り日本に移転してファンドを設立しようという気にはならない。
- 役員報酬を損金に算入できないのは二重課税であり納得できない。ヘッジファンドを誘致するにあたりこの点は問題と考える。

既存の税制を変えずに日本の税制問題を改善する方法

既存の税制を変えずに日本の税制問題を改善する方法



- 既存の税制を変えずに日本の税制問題を改善する方法については、半数以上が税制を変えずに外国に住む運用者を誘致するのに有効な策は思いつかないと回答した。
- 意見があった中では、金融経済特区、特例を設け外国人に対し優遇税制を提供する、ファンド設立から一定期間の優遇税制、東京都による運用資金の提供、二重課税対策等の案が挙がった。
- 東京都による運用資金の提供については回答者は日本と香港の税率格差を考慮した上でも日本に住む方が税控除後の個人収入が多くなる場合のみに限定しており、「総合的な経済利益」を重視していた。

既存の税制を変えずに日本の税制問題を改善する方法

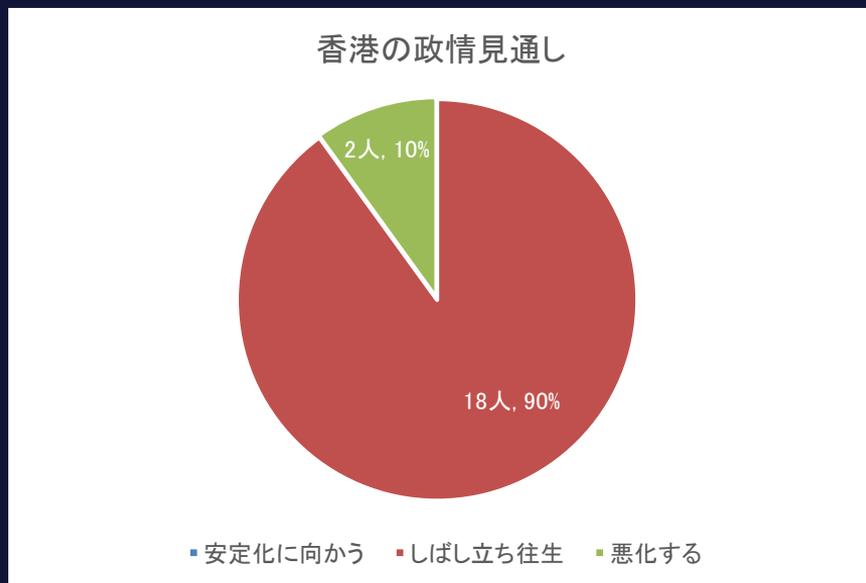
<回答者の声（一部抜粋）>

- 外国人に対しては各種控除を設ける等の工夫してみてはどうか。外国人を一律に優遇するのではなく、シンガポールの様に高度技術者に対してのみ優遇するとかすれば国民の反感も少なく優秀な人材を日本に連れてこれるのではないか。
- 外国人に対する優遇税制とかは誘致をするにあたり効果あるのではないか。外国にある本社から日本支店のトップを送りこみやすくなるので日本支店開設のインセンティブになる。その下の従業員は日本で採用すればよい。
- 経済特区を作って、その中の金融機関に対して優遇税制を提供する等は悪くないと思う。外国人だけ優遇とかだと日本人の反感が怖い。
- 経済特区があればストレートでわかりやすい。ただ、東京都のレベルで動かせるのは都税のみと推察される。都税レベルではインパクトが小さいので、国税レベルで必要と考える。
- 既存の税金制度及び税率を変えずに配当二重課税の問題に対応できる方法があれば魅力的である。
- 東京都主導でまとめた金額の投資資金を出すこと。日本を選ぶか香港を選ぶかというのはトータル・エコノミクスである。日本の方が税率が3倍高くても、それに見合う見返りが得られるのであれば日本に戻ることも考えられるだろう。例えば、税率が3倍高くても、日本に戻るにより運用残高が3倍に増え、結果的に税引き後の収入が香港を上回るのであれば税制は変えなくても日本に戻るインセンティブになる。
- Tax Creditの提供。例えば、運用資金を提供した上に運用会社は当初3年、10億円までは非課税等。

香港の政情見通し

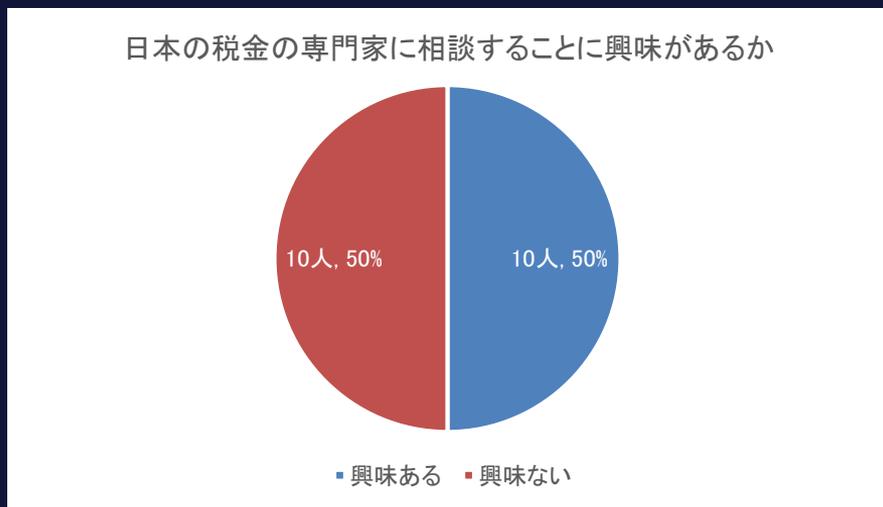


- 香港の政情見通しについて足元は落ち着いていることから回答者の9割が「しばし立ち往生」と回答した。
- 学校閉鎖等が起きた2019年11月頃がピークであったと感じている人が多く、35%が当時は引っ越しを考えたと回答した。その場合の候補地としてはシンガポール、ロンドン等があげられた。



日本の税金の専門家に相談することに興味があるか

- 回答者の5割が日本の税金専門家に相談することに興味を示した。
- 「興味がある」と回答した人の多くが節税方法について聞いてみたいという趣旨の回答であった。運用者対象向けの節税セミナー等があれば参加する人はそれなりにいるのではないかという声もあがった。
- 「興味がない」と回答した人はすでに専門家に相談していたり、現時点では必要性を感じないことが理由であった。





赤石 玲奈 Rena Cai Akaishi

慶應義塾大学を卒業後、外資系証券会社入社。同社の東京及び英国ロンドン支店にて、金融派生商品及び証券化商品の開発とマーケティングに従事した。2008年、欧州最大のクオンツ系運用会社の一つであるウイントン社(英国ロンドン)に入社。同社の日本向け事業の戦略立案及び展開を担当した。2010年に同社香港支店にてアジア太平洋地域の事業開発チームの立ち上げ、その統括を行い、政府系ファンドや年金基金等に対する投資ソリューションの提供及び証券会社と協力し個人向け公募ファンド等の設定・マーケティングを行う。2014年にはウイントン・キャピタル・ジャパン株式会社(東京)設立に際し、設立、運用ライセンスの取得、財務、採用に至るまですべてを取り仕切り、設立後、代表取締役役に就任。2018年にはウイントン社のアジア太平洋地域のヘッドクォーターであるウイントン・キャピタル・アジア・リミテッド(香港)の取締役も兼務した。ウイントン社を退職後は、コンサルタントとして外資系運用会社等の日本における事業展開に対するアドバイス等を行っている。